

同一労働同一賃金に向けた取組事例

取組を紹介する待遇

基本給	賞与	手当	退職金	福利厚生	休暇 休職制度	教育訓練	その他
		○			○		

基本情報

企業名	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター
業種	社会福祉事業
所在地	和歌山県和歌山市毛見1451
従業員数	361人(2020年12月10日現在)
事業概要	当センターは、整形外科的疾患の医学的治療を行う附属病院を基盤として、障害者支援施設、補装具制作施設、障害者福祉工場、障害児通園施設、老人保健施設、居宅介護支援事業、地域包括支援センターの8施設から成る。

取組に向けた検討プロセス

社会保険労務士から同一労働同一賃金に関する様々なパンフレットをもらい、情報収集を行った。個々の待遇について待遇の支給目的、性質を確認し、待遇差の是正について社労士からのアドバイスを受けながら、センター内の事務方で検討し、改善案が承認された。その結果、以下の待遇について改善を行うこととなったため、該当部分の就業規則の改定を行うとともに、2020年4月から運用を開始。また改善事項については、役付きの定例会議の議題に盛り込み、各部の主任から全従業員に対して周知を行った。

取組のポイント

待遇	パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する支給状況	
	取組前	取組後
慶弔休暇	正職員に対してのみ特別休暇として付与。 準職員(パート・有期雇用労働者)に対しては無給扱いとしていた。	準職員に対しても、有給扱いの特別休暇として付与する制度を開始(2020年4月～)。
扶養手当	正職員に対してのみ支給。 準職員(パート・有期雇用労働者)に対しては、支給していなかった。	準職員に対しても支給開始とした。 支給金額は正社員の8割程度(2020年4月～)。

